

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究

監査業務標準化に関する 全国意見照会説明資料

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
2025年10月14日



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence

目次

- 1 意見照会の概要・意見照会項目
- 2 保育DXの全体像
- 3 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について
- 4 システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージ
- 5 御意見いただきたい成果物案について

(参考) これまでの有識者検討会で挙げた御意見 (抜粋版)

1. 意見照会の概要・意見照会項目

1. 意見照会の概要・意見照会項目

1.1. 意見照会の概要

標準的な監査調書等を整備し、関連通知の改正及び令和8年度以降の保育業務施設管理プラットフォームの実装に繋げていく予定であり、全国意見照会にて御意見を募ります。

意見照会の趣旨

- ✓ 標準的な監査調書等を整備し、関連通知の改正及び令和8年度以降の保育業務施設管理プラットフォームの実装に繋げていくべく、調査研究事業にて検討した、監査調書一覧（案）、自己点検票（標準様式）（案）、標準化後の業務フロー（案）等について、御意見を募ります。

調査対象

- <意見照会先>
- ✓ 都道府県、指定都市、中核市、左記以外の市（区を含む）、町村
- <対象業務>
- ✓ 施設監査、確認指導監査、業務管理体制の整備に関する検査

回答方法

- ✓ 以下のウェブ上でアンケートに御回答をお願いいたします。
<https://forms.office.com/r/Zjw8v93tLc>

調査実施時期

- ✓ 令和7年10月14日（火）～ 令和7年11月7日（金）

参考情報

- ✓ 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤に関する自治体説明会資料は、以下をご参照ください。
[「保育業務施設管理プラットフォーム・保活情報連携基盤」に関する自治体向け説明会情報 | こども家庭庁](#)
- ✓ 前段調査となる令和6年度「保育業務でのDXの推進に向けた調査研究事業」については、以下をご参照ください。
[保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業 | こども家庭庁](#)

調査に関するお問い合わせ先

- ✓ 調査に関するお問い合わせは、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社の以下メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。※お問い合わせ時は、メール題名に【全国意見照会に関するお問い合わせ】と記載いただけますと幸いです。
hoiku.dx@jp.ey.com

1. 意見照会の概要・意見照会項目

1.2. 意見照会項目

全国意見照会においては、主に監査調書一覧（案）について、監査の実態を踏まえた御意見を頂戴したいです。その他、監査領域に関する保育DX全体への御意見等を募ります。

意見照会項目一覧

分類	意見照会項目	該当箇所	回答選択肢
意見照会の概要、意見照会項目	1 意見照会の概要、意見照会項目について	P4~6	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）
保育DXの全体像	2 保育DXの全体像について	P8~11	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）
調査研究事業	3 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について	P13~20	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）
システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージ	4 システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて	P22~23	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）
成果物案について	5 監査調書一覧（案）について	P27~31 【別紙1】	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）※
	6 自己点検票（標準様式）（案）について	P33~35 【別紙2】	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）
	7 事務フロー（案）について	P37~38 【別紙3】	意見なし,意見あり（意見ありの場合は、御意見を記載いただく）

※標準的な監査調書一覧（案）への御意見としては、例えば、「（監査評価項目への追加について、）自治体の実態を踏まえた際に、重要な観点であり、標準的な監査評価項目として、〇〇を定義すべきではないか。」等の御意見を頂戴できればと考えております。

頂戴した御意見は、調査研究事業における有識者検討会での議論等を踏まえ、関連通知の見直し及び令和8年度以降のシステム構築の要件定義等の参考とさせていただきます。

意見照会結果の取りまとめ方針

①御意見整理・対応方針等検討

頂戴した御意見を整理し、事務局にて内容ごとに分類する。分類結果に基づき、各御意見の対応方針等を検討する。

②有識者検討会での議論・成果物への反映

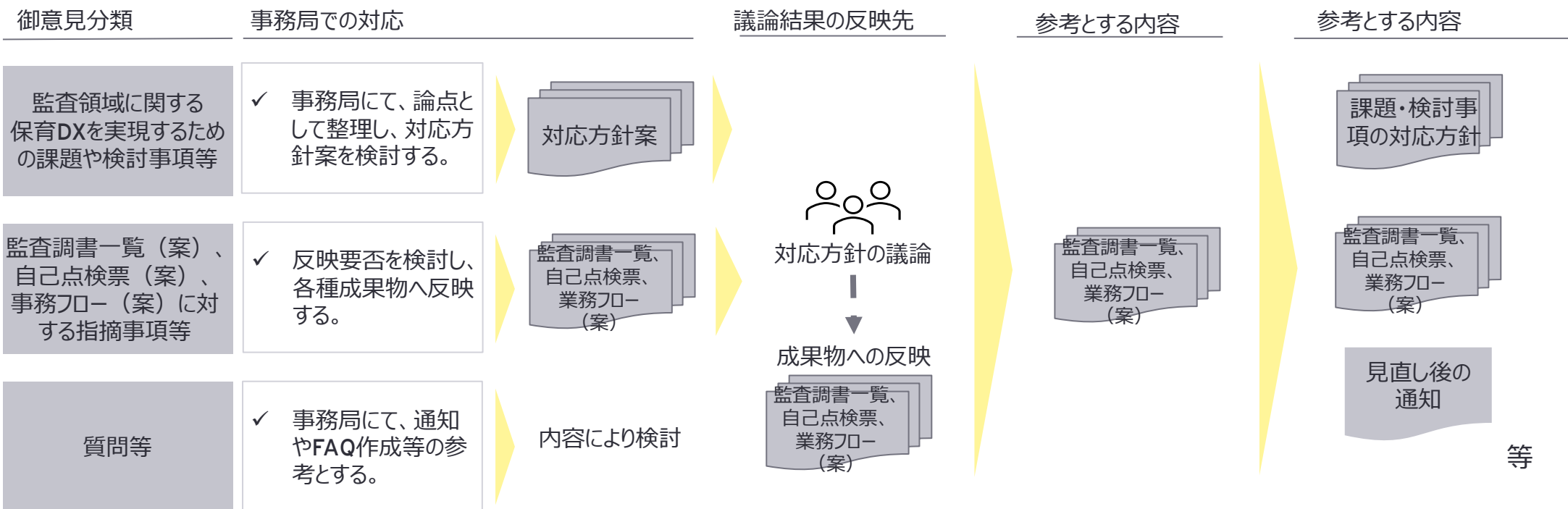
事務局にて検討した対応方針案を、有識者検討会で議論し、成果物へ反映する。

③関連通知の見直し

検討結果を踏まえ、関連通知の見直しを行う。

④令和8年度システム改修の要件定義等

対応方針や成果物等を参考とし、要件定義を実施する。



2. 保育DXの全体像

2. 保育DXの全体像

2.1. 保育政策の方向性

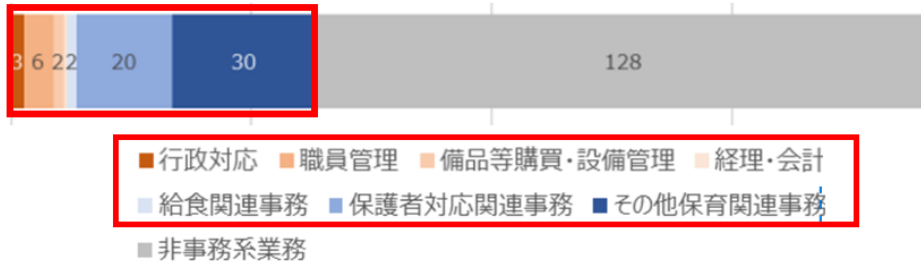
保育現場での各種手続きの標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、保育の質も確保・向上に取り組める環境を整備する方針で対応を進めています。

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手续に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談

✓ 入所相談のために**妊娠中や子連れの状態**で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）

情報収集

✓ 手続や保育施設に関する情報について、「**情報が一元化されておらず情報収集が大変**」、「**訪問や電話をしないと情報を得られない**」といった意見

施設見学予約

✓ 保育施設**見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）**しかなかったこと（423人/696人）

入所申請

✓ 入所申請書類を**手書きで作成**する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 子どもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手続（手続/施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡すための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する **【R6補正】** **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

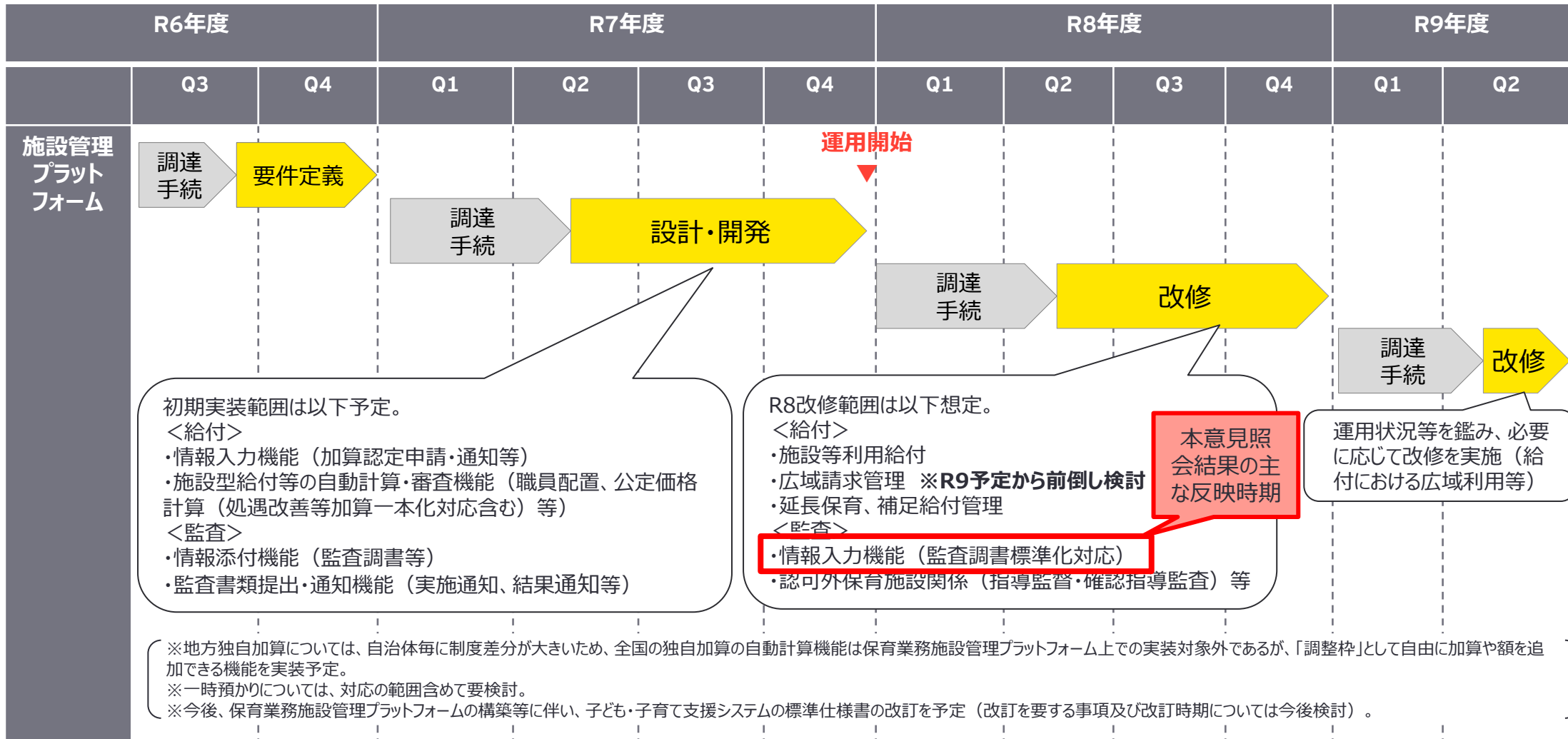
○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

2. 保育DXの全体像

2.2. 保育業務施設管理プラットフォームの工程表案

監査領域においては、保育業務施設管理プラットフォームにて、令和7年度構築にて監査関係書類のやり取りをデジタル化、令和8年度改修にて、監査調書標準化の取込を行います。

今後の工程表案



2. 保育DXの全体像

2.3. 令和8年度概算要求内容

令和8年度は、自治体・施設間の業務対応範囲拡充と利便性向上を企図しており、その改修要件の1つとして、監査調書等の入力機能の実装を予定しております。

令和8年度概算要求額 26億円の内数（-億円）

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンズオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、機能改善のための改修を行うことにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等や自治体の利用しやすさ及び更なる業務負担【システムのイメージ図】※赤字部分が令和8年度実装対象

の軽減を行うために、以下の必要な改修を行う。

(令和8年度における機能改修内容)

1. 給付関係

- ✓ 施設型給付（広域請求部分）
- ✓ 施設等利用給付
- ✓ 延長保育事業
- ✓ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

2. 監査関係

- ✓ 監査調書等の入力（項目標準化対応）
- ✓ 認可外保育施設に対する指導監督

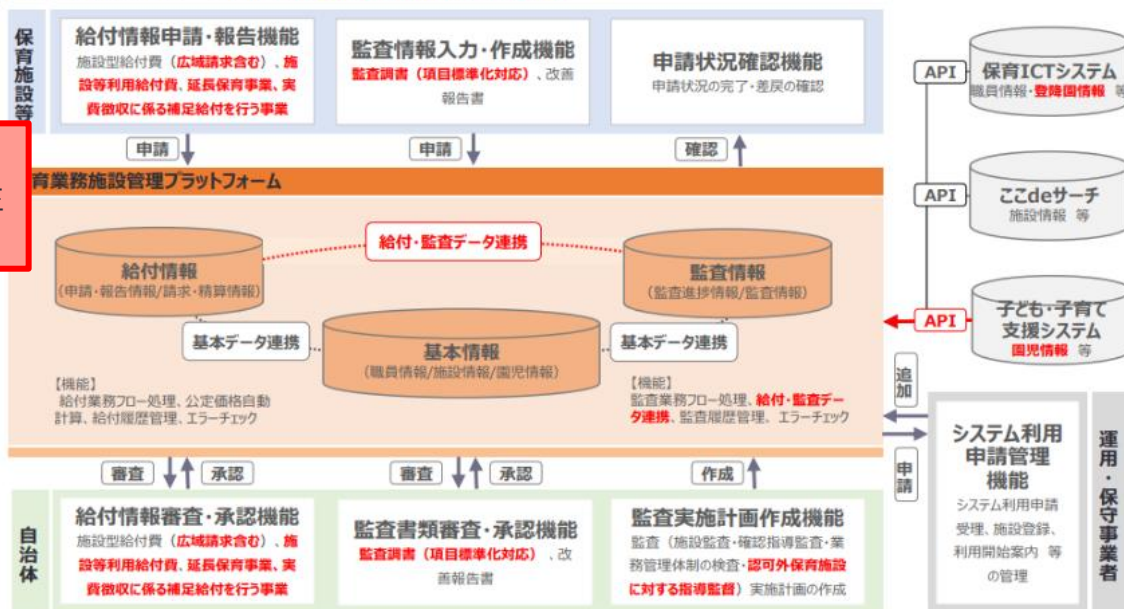
3. データ連携関係

- ✓ 給付・監査データ連携
- ✓ 保育ICTシステムとの登降園情報のAPI連携
- ✓ 子ども・子育て支援システムとのAPI連携（施設管理PF側）

を整備する。

※令和8年度の工程管理・調達支援、令和9年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。

本意見照会結果の主な反映先



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

2. 保育DXの全体像

2.4. 工程表案に基づく、システム化範囲案

「保育業務施設管理プラットフォームの工程表案」に基づき、システム化を行う予定となる事務の範囲を示します。

監査領域におけるシステム化範囲案

凡例

「R7」：令和7年度実装対象、「R8」：令和8年度実装対象、
「R9以降」：令和9年度以降実装対象、「×」：制度対象そのものが存在しない等

	教育・保育施設等				特定子ども・子育て支援施設等	
	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
	認可保育所	幼保連携型認定こども園	施設型給付を受ける幼稚園			
施設監査	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	×	R7・R8 (※1)	×	×
確認指導監査	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	R8	R8
業務管理体制の整備に関する検査	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	R7・R8 (※1)	×	×
認可外保育施設に対する指導監督	×	×	×	×	R8	×

(※1) いずれも、令和7年度初期実装範囲では、帳票のやり取りのデジタル化であり、令和8年度改修以降にて、監査調書標準化及びデータ管理機能の改修対応を実施。

3. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について

本調査は、標準的な監査調書等について、有識者検討会での議論を踏まえ検討を推進し、全国意見照会等を経て、全国展開に耐えうる成果物を策定することを目的としています。

調査研究の実施概要

- 令和6年度「保育現場でのDX推進に向けた調査研究事業」を踏まえ、標準的な監査調書及び確認文書等の原案を作成する。
- 地方自治体・会計監査有識者との検討会を実施し、原案について合意を得る。合意形成の過程では、全国の自治体へ意見照会を実施する。

対象業務

- 以下の監査種別を対象とする。
 1. 施設監査
 2. 確認指導監査
 3. 業務管理体制の整備に関する検査

成果物

- **監査調書一覧（案）**
標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧。
- **自己点検票（標準様式）（案）**
保育施設等が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式。（監査調書一覧（案）をインプットとして作成する。）
- **事務フロー（案）**
監査業務のデジタル化を想定した標準的な事務フロー。

有識者検討会構成員

- 地方公共団体職員（保育所等に係る監査担当部署）
- 保育所を運営する法人に係る会計に関して知見を有する者

3. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について

3.2. 有識者検討会の構成員

有識者検討会構成員は、地方公共団体職員（保育所等に係る監査担当部署）、及び、保育所を運営する法人に係る会計に関して知見を有する者にて、検討を進めております。

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究 有識者検討会構成員（敬称略）

お名前（ふりがな）	ご役職
高井 公知（たかい まさちか）	東京都福祉局指導監査部指導第二課 課長
飯沢 すみ江（いゐざわ すみえ）	神奈川県川崎市こども未来局総務部監査担当 課長
福島 透（ふくしま とおる）	千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室 室長
田中 のり子（たなか のりこ）	栃木県茂木町役場 保健福祉課福祉係 課長補佐兼係長
川本 寛弥（かわもと ひろや）	公認会計士

オブザーバー

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

令和6年度調査研究において、自治体毎に監査調書の項目等に差分があることが課題として挙げたことを踏まえ、システム実装に向けて、標準化案を検討しております。

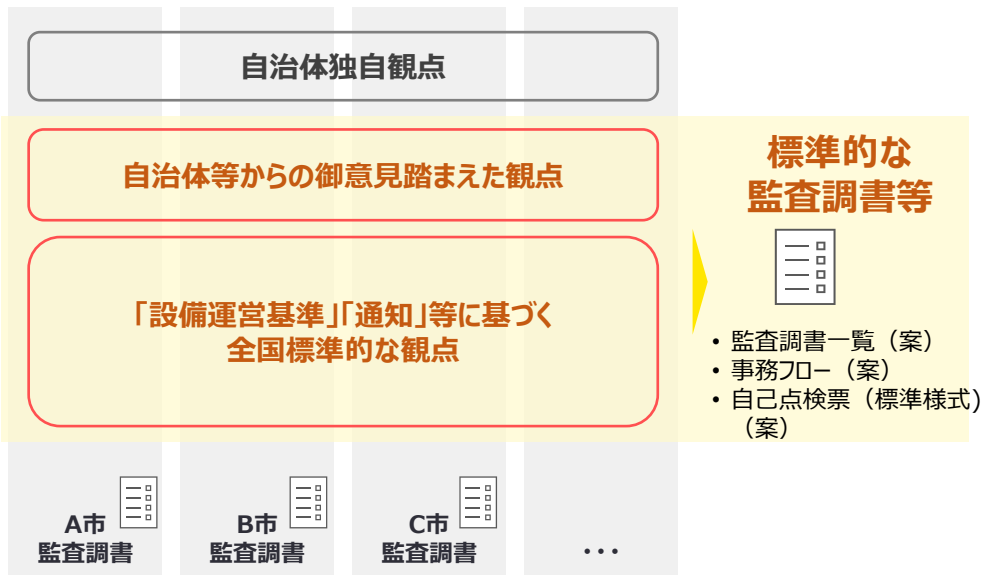
令和7年度

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究（実施中）

- 令和6年度
「保育現場でのDX推進に向けた調査研究事業」にて、**自治体毎に監査調書の項目等に差分があることが課題**として挙げた
- 令和7年度
「関係通知等の見直し」及び「標準的な監査調書」を整備し、**システム化に当たって具備すべき内容の検討**を行う

監査調書標準化概要

← 令和6年度調査研究にて調査・整理 →

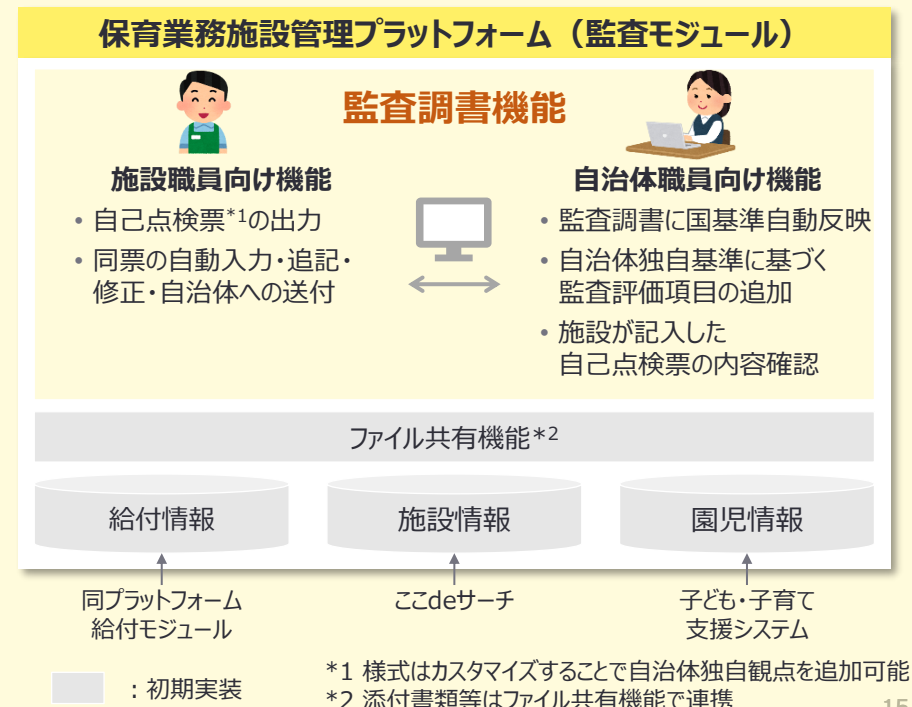


令和8年度

保育業務施設管理プラットフォームの改修

- 令和7年度調査研究成果を踏まえ、**保育業務施設管理プラットフォームに監査調書等の入力機能**を実装
- **保育業務ワンスオンリー**の原則に基づいてシステム実装し、**監査に係る事務手続の簡略化**を実現

監査モジュールへの機能追加イメージ



監査調書の標準化案は、自治体間の差分の解消による事務負担軽減を目的としており、国として最低限求める監査項目について、示すものです。

標準化の考え方について

見直しを行う通知の位置づけ

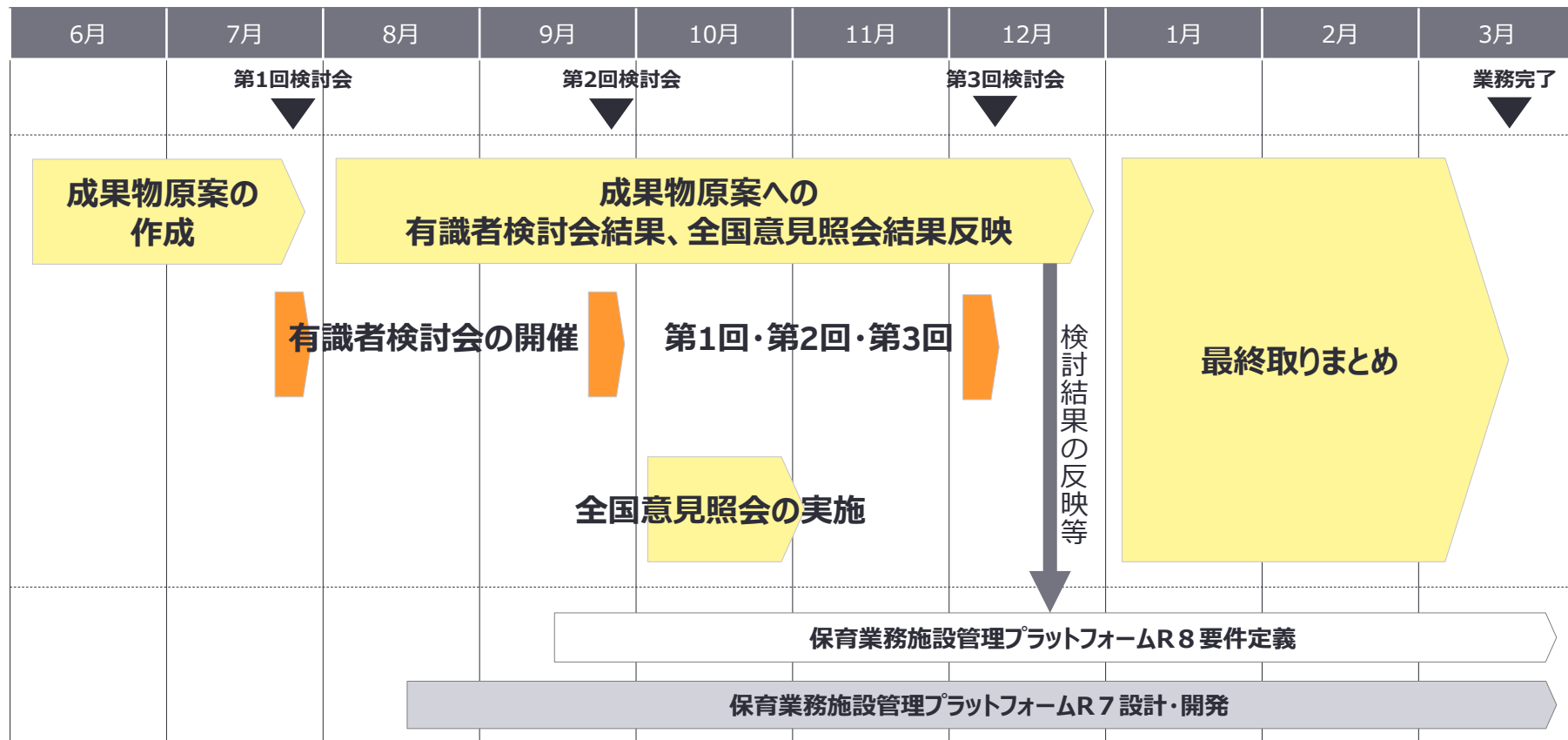
- 保育施設等の監査は、自治事務であり、法令に則り、自治体の判断で実施している事務であると位置づけられるため、国として標準的な監査調書一覧（案）を示すこととなるが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなる。

標準化の考え方

- 国として示す標準的な監査調書一覧（案）の取扱いについては、自治体毎に独自の制度等もあり、また適用される条例も異なるため、**柔軟に対応いただく必要がある**と認識している。
- 一方で、国としては、**複数自治体にまたがって事業を行う保育施設等にとって、自治体間での差分の解消による事務負担軽減を目指して**おり、保育業務施設管理プラットフォームにおいてシステム化を行うための前提として、本標準化を検討しているところであり、本趣旨を汲んでいただいた上で、適切に監査を実施いただきたい。

本調査は、有識者検討会での議論、全国意見照会の結果を踏まえ、2026年3月末までに成果物を取りまとめてまいります。

▼ スケジュール



「施設監査」としては、児童福祉法上の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を調査対象とします。

施設監査の対象施設

	根拠法	関連通知
幼稚園	-	-
幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条 	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）（令和6年9月 こ成基第186号）
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉行政指導監査の実施について（通知）（令和7年3月 こ成事第175号）
家庭的保育事業等	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）（平成27年12月 雇児発1224第2号）
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条 	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年4月 こ成保第230号）
施設型給付を受けない幼稚園等	-	-

本調査研究のスコープ

「確認指導監査」としては、子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設等を調査対象とします。

確認指導監査の対象施設

			根拠法	関連通知
教育・保育施設等	特定教育・保育施設 認定こども園 幼稚園 保育所 特定地域型保育事業		<ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第14条	<ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（令和6年2月こ成保61）
特定子ども・子育て支援施設等	認可外保育施設 施設型給付を受けない幼稚園等		<ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第38条	<ul style="list-style-type: none">特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和7年3月こ成保第229号） <p>本調査研究のスコープ</p>

3. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について

3.6. 本調査研究事業の対象範囲

「業務管理体制の整備に関する検査」としては、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者を調査対象とします。

業務管理体制の整備に関する検査の対象施設（※検査対象は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者）

			根拠法	関連通知
教育・保育施設等	特定教育・保育施設	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第56条 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（通知）（平成28年2月 府子本第55号） 業務管理体制整備に関する事項の届出について（様式記入要領・記入例）
		幼稚園		
保育所				
特定地域型保育事業	本調査研究のスコープ			
特定子ども・子育て支援施設等	認可外保育施設	-	-	
	施設型給付を受けない幼稚園 等	-	-	

4. システムを活用した監査事務の変化のイメージ

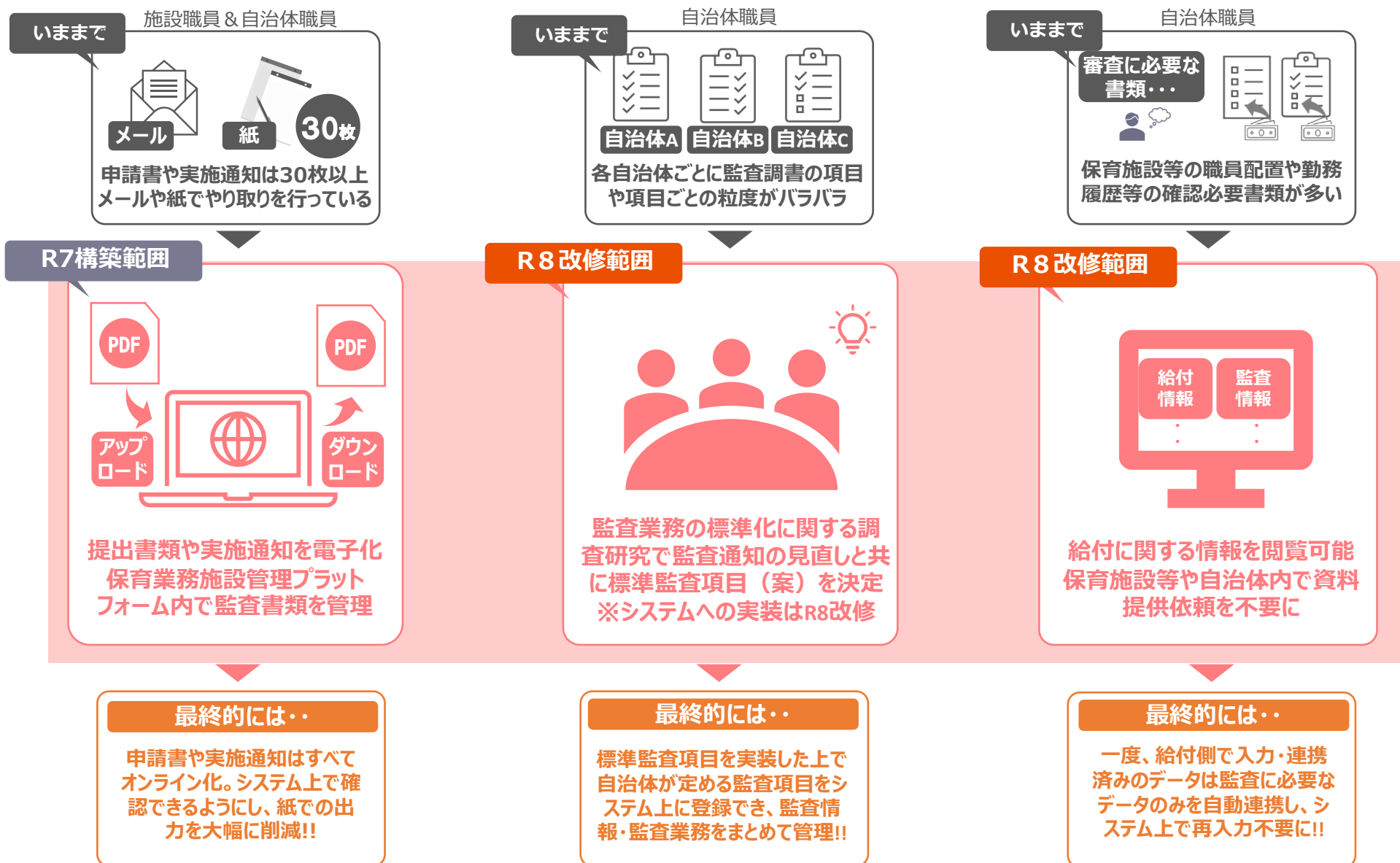
4. システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージ

4.1. 監査領域における事務の変化のイメージ（概要）

監査領域について、保育業務施設管理プラットフォームを活用することで、監査書類のデジタル管理（※1）、監査項目のシステム管理、給付情報のデータ連携（※2）を可能とします。

（※1）令和7年度構築範囲は、監査書類のやり取りのデジタル化であり、監査書類の管理を可能とするもの。
（※2）令和8年度改修範囲は、監査調書標準化対応を踏まえた、監査項目のシステム化及び給付情報のデータ連携等を可能とするもの。

監査領域における事務の変化のイメージ（概要）

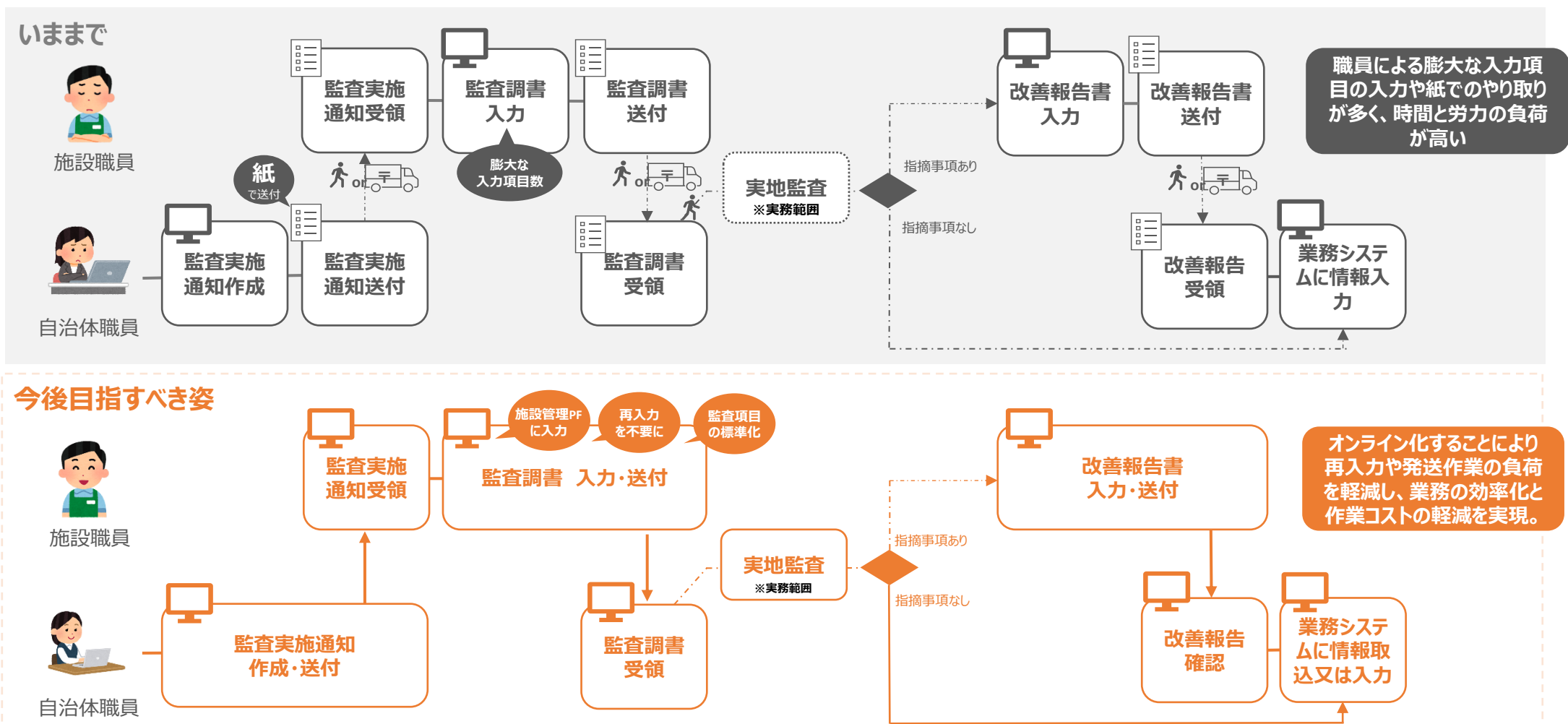


4. システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージ

4.2. 監査領域における事務の変化のイメージ（事務の流れ）

事務の流れにおいて今後目指すべき姿としては、情報の再入力や書類発送作業の負荷を軽減し、業務の効率化と作業コストの軽減を実現することを目指しております。

監査領域における事務の変化のイメージ（事務の流れ）



5. 御意見いただきたい成果物案について

- ▶ 監査調書一覧（案）
- ▶ 自己点検票（標準様式）（案）
- ▶ 事務フロー（案）

御意見いただきたい成果物案は、監査調書一覧（案）・自己点検票（標準様式）（案）・事務フロー（案）の3点です。

各成果物の定義

【別紙1】 監査調書一覧（案）

- 標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧。

【別紙2】 自己点検票（標準様式） （案）

- 保育施設等が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式。（監査調書一覧（案）をインプットとして作成する。）

【別紙3】 事務フロー（案）

- 監査業務において、デジタル化を想定した標準的な事務フロー。

5. 御意見いただきたい成果物案について

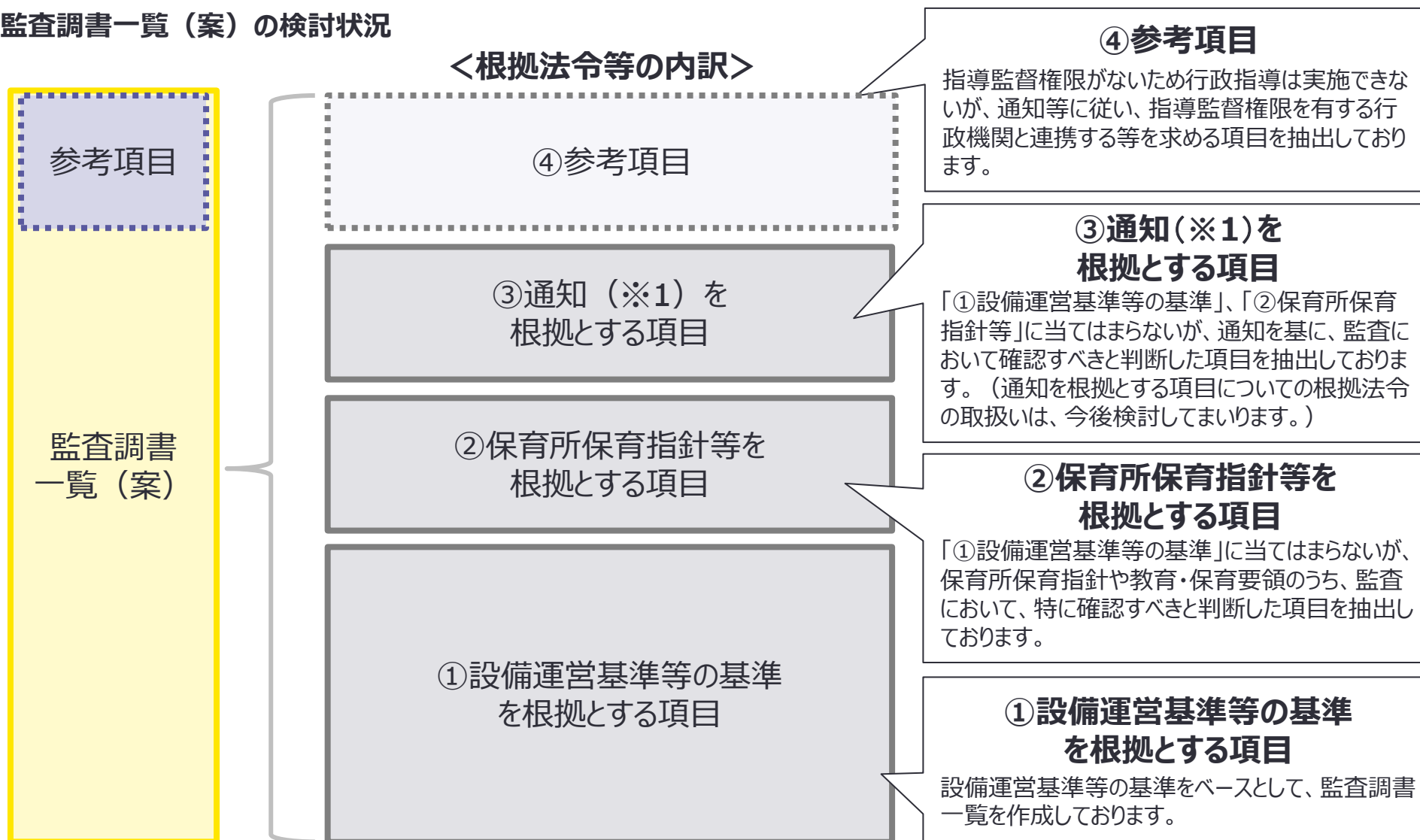
1. 監査調書一覧（案）
2. 自己点検票（標準様式）（案）
3. 事務フロー（案）

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.1.1 監査調書一覧（案）【検討状況】

監査調書一覧（案）については、設備運営基準等の基準をベースとし、通知（※1）との整合性等を踏まえ、標準的な監査項目として必要と考える項目を精査しております。

■ 監査調書一覧（案）の検討状況



（※1）「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（令和7年3月こ成事第175号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」（令和6年9月こ成基第186号）、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）」（平成27年12月雇児発1224第2号）等を指す。

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.1.2 監査調書一覧（案）【列の定義】

監査調書一覧（案）の列の定義を御説明します。なお、監査調書一覧（案）等の監査調書標準化案は、技術的助言の位置づけにて通知を発出する予定です。

監査調書一覧（案）の列の定義

#	項目名	列の説明
1	番号	通し番号にて採番。
2	大分類/中分類/分類	「監査評価項目・自己点検項目」の分類。
3	基本的な考え方（根拠条文）	根拠法令等の条文。※「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。
4	監査評価項目・自己点検項目	根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目。 ※自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認する方針。
5	監査評価項目・自己点検項目の定義	「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。 ※いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定。
6	評価対象となる施設	「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。
7	評価区分	「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。※評価区分の定義については、次頁を参照。
8	経過措置	経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。
9	着眼点	自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、「着眼点」として、確認すべき書類や確認すべき観点。
10	事前提出書類	自己点検票と併せて、保育施設等へ事前に提出を求める添付書類。
11	事前提出情報	設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、システム上での自動計算等の管理を想定し、自己点検票と併せて、事前に提出（入力）を求める情報。※給付申請情報等の保育業務施設管理プラットフォーム上で管理している項目については、自動取得可能とする想定。
12	根拠法令等	根拠となる法令とその条項。
13	関連法令・告示・通知等	根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。
14	毎年の確認を任意とする項目	「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。※該当項目の列を「●」とする。
15	参考項目	指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。※該当項目の列を「●」とする。
16	確認指導監査との重複/ 施設監査との重複	確認指導監査と施設監査において、両監査の「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。※該当項目の列を「●」とする。

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.1.3 監査調書一覧（案）【評価区分の定義】

監査調書一覧（案）の「評価区分」列について考え方を整理しております。なお、評価区分等の項目は、自治体の独自基準や実態等に即して、適宜変更頂くことを想定します。

評価区分の定義案

No.	評価区分	定義案
1	文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none">設備運営基準・運営基準（※）等の関係法令、及び、関係通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とする。（保育施設等からの改善報告書の提出を要するものとする。）
2	口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none">違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できる。（保育施設等からの改善報告書の提出は要しないものとする。） <p>※改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合とは、具体的には以下の観点から判断を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">（軽微な違反の観点） 単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は指摘時点での修正対応が可能な場合。（経過措置の観点） 施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合。又は、設備運営基準・運営基準（※）等の関係法令及び関係通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。
3	助言指導事項	<ul style="list-style-type: none">法令等の努力義務規定違反、及び、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘や水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。

※「設備運営基準」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年十二月二十九日）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日）を指す。

「運営基準」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年四月三十日）を指す。

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.1.4 監査調書一覧（案）【作成の粒度】

監査調書一覧（案）は、監査の種別、保育施設等の分類毎にそれぞれ作成しております。

監査調書一覧（案）の作成粒度

No.	監査種別	施設類型	【資料2-1】監査調書一覧（案）上の記載粒度
1	施設監査	保育所	(A) 【施設監査】【保育所】
2	施設監査	幼保連携型認定こども園	(B) 【施設監査】【幼保連携型認定こども園】
3	施設監査	家庭的保育事業等	(C) 【施設監査】【家庭的保育事業等】
4	確認指導監査	特定教育・保育施設	(D) 【確認指導監査】【特定教育・保育施設】
5	確認指導監査	特定地域型保育事業	(E) 【確認指導監査】【特定地域型保育事業】
6	確認指導監査	特定子ども・子育て支援施設等	(F) 【確認指導監査】【特定子ども・子育て支援施設等】
7	業務管理体制の整備に関する検査	教育・保育施設等	(G) 【業務管理体制の整備に関する検査】【教育・保育施設等】

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.1.5 監査調書一覧（案）【御意見いただきたい観点】

監査調書一覧（案）は、【別紙1】をご参照いただき、運用上の課題や懸念点等がございましたら、御意見を頂戴したいです。

監査調書一覧（案）

■監査調書一覧：(B)施設監査（幼保連携型認定こども園） ※「経過措置一覧：(B)施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。 2025年7月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠条文	関連法令・告示・通知等	確認指導監査との重複
1	学級の編制の基準	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているかを確認する。 ・園則・入園案内・施設概要を確認する。	-	-	第4条第1項	-	-
2	学級の編制の基準	1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	1学級の園児数は、35人以下であるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・1学級の園児数を、園児名簿等で確認する。	-	・1学級当たりの園児数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分の数）	第4条第2項	-	-
3	学級の編制の基準	学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児名簿等を確認する。	-	-	第4条第3項	-	-
4	職員の数等	各学級ごとに担当する専任の主任保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。	各学級ごとに担当する専任の主任保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・重要事項説明書・職員名簿、事務（役割）分担表を確認 ・特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。（同2項）	職員名簿（在籍中の職員） 職員名簿（異動職員等） 勤務シフト表（直近1か月分）（各勤務区分の時間帯を明記したものの）	-	第5条第1項	-	-
5	職員の数等	「根拠条文一覧別紙：(B)施設監査（幼園）」No.1を参照								以下について、監査実施前月の1の数を する職 園児の 園児の 園児の	第5条第3項	-	-

監査調書一覧（案）は【別紙1】にて、
取りまとめておりますので、別紙をご確認ください。

5. 御意見いただきたい成果物案について

- ▶ 監査調書一覧（案）
- ▶ 自己点検票（標準様式）（案）
- ▶ 事務フロー（案）

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.2.1 自己点検票（標準様式）（案）【自己点検様式】

監査調書一覧（案）を基に、保育施設等に自己点検を求める様式を作成しております。

監査調書一覧（案）の列の定義のうち、自己点検票に記載する項目

（※）様式上では表現しないが、保育業務施設管理プラットフォーム上では、「基本的な考え方（根拠条文）」を参照可能とする予定。

#	項目名	列の説明	自己点検票様式での記載
1	番号	通し番号にて採番。	-
2	大分類/中分類/分類	「監査評価項目・自己点検項目」の分類。	-
3	基本的な考え方（根拠条文）	根拠法令等の条文。※「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。	-
4	監査評価項目・自己点検項目	根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目。 ※自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認する方針。	○
5	監査評価項目・自己点検項目の定義	「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。 ※いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定。	○
6	評価対象となる施設	「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。	○
7	評価区分	「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。※評価区分の定義については、本紙p26を参照。	○
8	経過措置	経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。	○
9	着眼点	自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、「着眼点」として、確認すべき書類や確認すべき観点。	○
10	事前提出書類	自己点検票と併せて、保育施設等へ事前に提出を求める添付書類。	○
11	事前提出情報	設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、システム上での自動計算等の管理を想定し、自己点検票と併せて、事前に提出（入力）を求める情報。※給付申請情報等の保育業務施設管理プラットフォーム上で管理している項目については、自動取得可能とする想定。	○
12	根拠法令等	根拠となる法令とその条項。	○
13	関連法令・告示・通知等	根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。	○
14	毎年の確認を任意とする項目	「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。※該当項目の列を「●」とする。	-
15	参考項目	指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。※該当項目の列を「●」とする。	-
16	確認指導監査との重複/施設監査との重複	確認指導監査と施設監査において、両監査の「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。※該当項目の列を「●」とする。	-

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.2.2 自己点検票（標準様式）（案）の作成について【作成粒度】

【別紙2】自己点検票（標準様式）（案）について、監査調書一覧（案）に基づき、監査の種別及び保育施設等の分類毎にそれぞれ以下の構成で作成しております。

自己点検票（標準様式）（案）の作成粒度

①施設基本情報部分（全施設共通）

②自己点検・事前提出書類・事前提出情報部分（※）

施設監査										確認指導監査						業務管理体制の整備に関する検査								
A：保育所					B：幼保連携型認定こども園					C：家庭的保育事業等					D：特定教育・保育施設			E：特定地域型保育事業			F：特定子ども・子育て支援施設等		G：教育・保育施設等	
自己点検	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等一覧	根拠法令条文一覧別紙	経過措置一覧	自己点検	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等一覧	根拠法令条文一覧別紙	経過措置一覧	自己点検	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等一覧	自己点検	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等一覧	自己点検	根拠法令等一覧	自己点検	根拠法令等一覧	

③公定価格部分（※）

確認指導監査							
幼稚園 教育標準時間 認定1号	保育所 保育認定 2・3号	認定こども園 教育標準時間認定1号、 保育認定2・3号	家庭的保育事業 保育認定3号	小規模保育事業 A型・B型 保育認定3号	小規模 保育事業C型 保育認定3号	事業所内 保育事業 保育認定3号	居宅訪問型 保育事業 保育認定3号

（※）監査種別及び施設分類毎に作成しているため、該当するシートに回答いただく。

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.2.3 自己点検票（標準様式）（案）の作成について【ご確認いただきたい観点】

【別紙2】自己点検票（標準様式）（案）につきまして、自治体様の実態との差分や運用面でのご懸念等がございましたら、御意見を頂戴したいです。

監査調書一覧（案）の御意見いただきたい観点

【御意見いただきたい観点】

運用上の課題や懸念点等ございましたら、御意見を頂戴したいです。

① 基本情報部分

- 施設の名称等の基本情報を指す。
※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームより取得可能とする予定。

事業所番号			
施設の名称			
施設の所在地	〒	TEL	
施設類型			
法人の種類			

② 自己点検・事前提出書類・事前提出情報部分

- 自己点検部分では、保育施設等が「適・否」を自己点検する項目。毎年の監査都度、保育施設等に入力を求める予定。
- 事前提出情報部分では、認可基準等に適合しているか、計算式を用いて判定する必要があり、保育施設等へ情報として入力を求める項目。※システム化に当たっては、昨年度の監査時の情報、給付申請情報等を取得可能とする予定。

・ 自己点検

自己点検項目	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	評価区分 ※監査結果により変更の可能性有
人権擁護のために必要な体制を整備しているか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項
子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みがあるか。	適 / 否 / 対象外		文書指摘事項

・ 事前提出情報

①専用設備	乳児室 / ほふく室 / 保育室または遊戯室 / 調理室 / 医務室 / 児童用便所			
設備名	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	屋外競技場 ※
面積	m ²	m ²	m ²	m ² / 無



③ 公定価格部分

- 公定価格部分では、自己点検部分と同様に、公定価格確認事項に対して保育施設等が「適・否」を自己点検する項目。

番号	公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目 ※自治体独自で確認する項目について、任意で追加することも可能とする。	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入	経過措置	施設区分
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園（教育標準第1号）
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	幼稚園（教育標準第1号）

5. 御意見いただきたい成果物案について

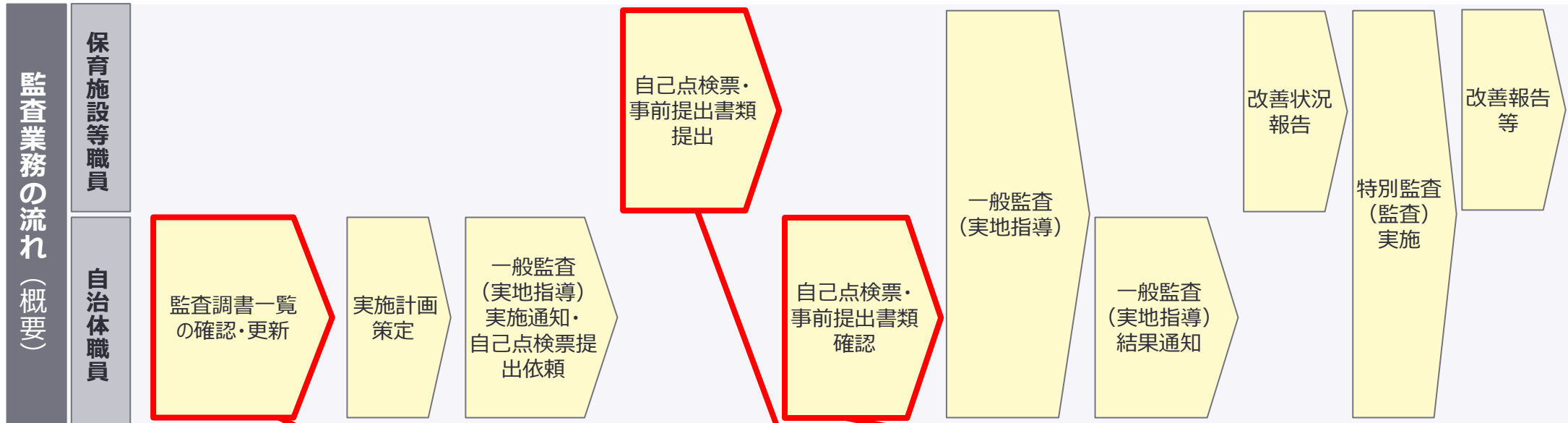
1. 監査調書一覧（案）
2. 自己点検票（標準様式）（案）
3. 事務フロー（案）

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.3.1 業務フロー（案）【概要】

監査調書標準化に特に関連する箇所を示します。詳細の事務フローについては、【別紙3】をご参照いただき、運用上の課題や懸念点等がございましたら、御意見を頂戴したいです。

監査業務の流れと課題がある事務プロセスの整理



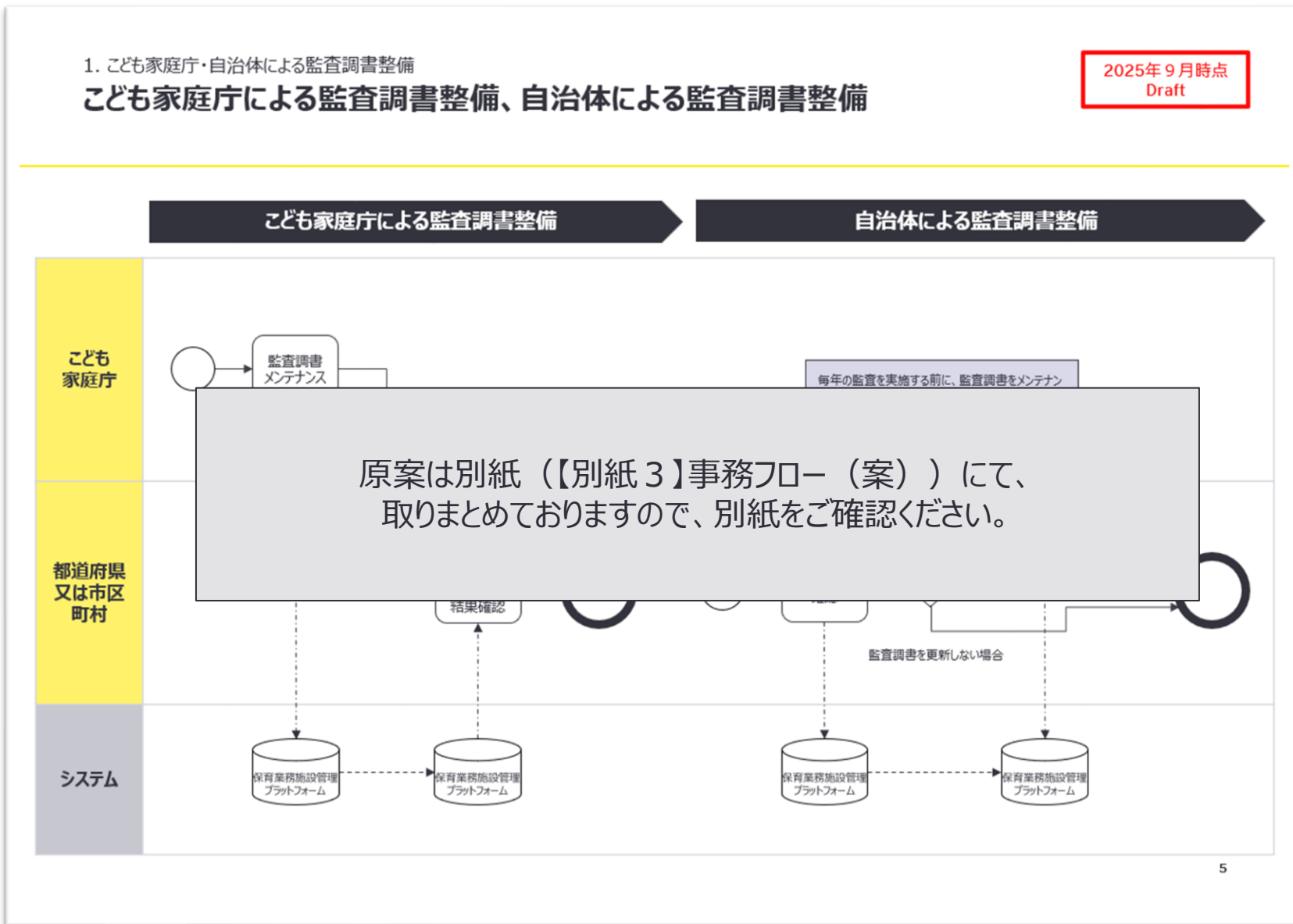
主な箇所	監査調書一覧の確認・更新	自己点検票・事前提出書類提出	自己点検票・事前提出書類確認
業務イメージ (案)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員が、標準的な監査調書一覧をシステム上で確認し、自治体独自基準や実態等に基づき、メンテナンスを行う。 なお、監査評価項目・自己点検項目の追加や、根拠法令を踏まえた条例の設定、事前提出書類の名称変更等を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等職員が、自己点検票入力を行う。併せて事前提出書類の添付を行う。 なお、システム上で管理する、施設情報、昨年度の監査時の情報、給付申請情報等を取得可能とする予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員が、自己点検結果を確認し、監査評価項目のうち、特に実地監査において確認する項目を検討する。 なお、事前提出情報は、国基準への適否について、システム上での自動計算を可能とする予定。

5. 御意見いただきたい成果物案について

5.3.2 業務フロー（案）【ご確認いただきたい観点】

詳細の事務フローについては、【別紙3】をご参照いただき、運用上の課題や懸念点等がございましたら、御意見を頂戴したいです。

事務フロー（案）



(参考) これまでの有識者検討会で挙げた
御意見 (抜粋版)

(ご参考) これまでの有識者検討会で挙げた御意見 (抜粋版)

これまで開催した有識者検討会にて、構成員の皆様より頂戴した御意見の抜粋版について、参考としてお示します。

有識者検討会にていただいた御意見 (抜粋版) (1/2)

カテゴリ	No	ご意見内容	対応方針 (案)
監査調書一覧の取扱い方針に関する御意見	1	改正予定の国通知も、現行と同様に、技術的助言の位置付けでしょうか。それであれば、今回標準化する監査評価項目も、技術的助言の位置付けとなり、各項目を実際に適用するか否か、自治体を選択できる形式となるのでしょうか。 (必須項目とするならば、技術的助言である国通知との整合性はどのように考えたらよいか。なお、参酌基準も含まれていると思われる。)	<ul style="list-style-type: none">技術的助言の位置付けであるため、国として示す標準的な一覧を基に、自治体の独自基準や実態等に則し、柔軟に対応いただくことを想定します。
	2	現在検討している、標準的な監査調書一覧は、全自治体が必須で適用の対象となる想定でしょうか。現状、保育業務施設管理プラットフォームの導入は、各自治体の任意の位置付けであると理解しています。	<ul style="list-style-type: none">保育施設等の監査は、自治事務であり、法令に則り、自治体の判断で実施している事務であると認識しています。国として標準的な監査調書一覧を示すこととなりますが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなり、各自治体で独自の制度等もあり、また適用される条例も異なるため、柔軟に対応いただく必要があると考えます。一方で、国としては、複数自治体にまたがって事業を行う保育施設等にとって、自治体間での差分の解消による事務負担軽減を目指しており、保育業務施設管理プラットフォームにおいてシステム化を行うための前提として、本標準化を検討しています。本趣旨を汲んでいただいた上で、適切に監査を実施いただきたいと考えています。

(ご参考) これまでの有識者検討会で挙げた御意見 (抜粋版)

これまで開催した有識者検討会にて、構成員の皆様より頂戴した御意見の抜粋版について、参考としてお示します。

有識者検討会にていただいた御意見 (抜粋版) (2/2)

カテゴリ	No	ご意見内容	対応方針 (案)
標準化の方針に関する御意見	3	自己点検項目及び事前提出書類は、各項目ごとに、自治体が取捨選択できるようにしてはどうでしょうか。(監査の手法は、自治体によって様々。どの程度の書類を事前に提出させて確認するかは、監査の人員体制や方針等によって異なる。)	<ul style="list-style-type: none">各自治体で独自の制度等もあり、また適用される条例も異なるため、柔軟な対応を可能とする必要があると認識しております一方で、自治体の裁量に委ねる部分が多くなると、標準化の意義が損なわれるという側面もあるため、今後標準化の方針を検討してまいります。
	4	評価区分について、各項目ごとに、自治体が文書指摘か、口頭指摘か、選べるようにしてはどうでしょうか。	
	5	標準化の方針を検討する際には、自治体の裁量に委ねる部分が多くなると、標準化を行う意義が損なわれると考えます。例えば、当自治体に隣接する市町村にて、同一の運営主体による施設の監査を実施した際に、監査結果が異なる等が発生してしまうことが懸念です。	
システム化に当たった際の留意事項	6	根拠法令や関係法令等が、結果通知の様式に反映される仕組みなのであれば、設備運営基準等を自治体の条例等に置き換えて表示できる仕様となるのでしょうか。(国基準は施設に直接適用されるものではなく、自治体が条例を定めるための基準であるため。)	<ul style="list-style-type: none">システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究（令和7年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。